

関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）（C-1020）

1. 関税修正申告書記載要領の共通事項

- (1) この申告書は、納税者及び代理人が異なるごとに別申告とする。
- (2) 申告が3欄以上となる場合には、「**関税修正申告書（内国消費税等修正申告書兼用）** つづき（その ）（C-1020-2）」を使用する。
- (3) 修正申告により納付すべき関税等の納付を法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により行う場合には、申告書の上部余白に当該方法により関税等を納付したい旨（例えば、「MPN利用」）を明瞭に記載する。

2. 関税修正申告書の記載要領

「**申告番号**」の欄には、修正申告書の受理一連番号（暦年）を記載する。

「**申告者**」欄の「**住所**」及び「**氏名（名称及び代表者の氏名）**」の項には、修正申告に係る輸入（納税）申告書に記載されている申告者（輸入者）の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）を記載する。「**輸入者符号**」欄には、当該申告者に係る外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）25-6に規定する符号を記載する。通関業者が修正申告する場合には「**代理人**」の箇所に通関業者の住所、氏名又は名称を併記する。

申告書中 「**関税法第7条の14第1項**
国税通則法第19条第 項
地方税法第72条の101」 の箇所には、条項空白箇所に適用条項を

記載するとともに、不要の文字を抹消する。

申告書中「**関税 円、 税 円、 税 円**」の空白箇所には、修正申告により納付すべき税額の合計額を受入科目別に記載するとともに、修正申告の対象となっている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。

「**受入科目**」欄の「**税**」の箇所には、修正申告の対象となっている貨物に係る内国消費税等の名称を記載する。

「**修正申告前**」欄の「**課税標準**」、「**所属区分又は種類等**」、「**税率**」及び「**税額**」等の各項目については、輸入（納税）申告書に記載されている貨物についての各項目該当事項を受入科目別に記載する。

「**修正申告後**」欄の各項目については、修正後の各項目該当事項を受入科目別に記載する。

「**修正申告により増加する税額**」欄には、修正申告後の税額から修正申告前の税額を差し引いた残額を増加税額として記載する。

「**その他の訂正事項**」、「**参考事項**」欄には、上記「**修正申告前**」欄及び「**修正申告後**」欄の各項目に該当する事項以外の事項について併せて訂正すべき事項を記載する。（インボイス、他法令関係書類、減免税の適用に関する書面等の添付書類の記載事項を訂正する必要がある場合は、この欄に訂正される書類名等を記載する。）

「**通関士記名**」欄には、「**通関士〇〇〇〇**」と記名する（ゴム印でもよい。）。